

概要	内容	本報告書参照事例番号
その他	<p>ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例が報告された。 (第13回報告書142頁、第14回報告書130頁)</p> <p>1) 脳性まひの患者の体動により、ベッド柵に接触したため、外傷防止のため、柵をマットでガードしていた。患者がベッド上で、体を反り返しベッド柵のマットへ顔を接触させ、呼吸停止状態であるところを発見した。直ちに処置を行い、事故以前の状態に回復した。ベッド柵のガードを発泡スチロールおよびセラピーマットに変更した。</p>	該当なし
	<p>2) 患者の「看護師さん」と呼ぶ声で訪室したところ、右手でベッド柵を掴み、さらに右手第5指が柵のレバーに挟まった状態であった。起き上がる際、ベッド柵を右手で捕まえ上半身を起した際にベッド柵のレバーの隙間に第5指が挟まり抜けなくなっていた。患者は骨折と診断されシーネ固定となった。</p>	該当なし
薬剤	<p>薬剤の有効期限に関連した事例が報告された。 (第14回報告書128頁)</p> <p>薬剤部が、平成19年度分のインフルエンザワクチンを卸業者に返品するため、在庫品の製造番号確認を行い、卸業者に連絡したところ平成18年度分の製造番号のワクチンがあった。インフルエンザワクチンの接種者のカルテを確認したところ、平成18年度のワクチンを接種した患者が7名いたことがわかった。</p>	<p>74頁 図表Ⅲ-2-1 18番</p>